

「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
 - (2) プロジェクト計画・スケジュール・会議体形式について、現時点での情報を基にした妥当性のあるものとなっているか。
 - (3) 趣旨を理解しており、企業やアカデミアの強みを把握し、個別の相談対応だけでなく、ネットワーク参加企業の確保やネットワークの活性化に向けた具体的な手法がイメージできているか。EBPM 導入の背景や本市の課題について基本的な知識を有しているか。相談業務や分析結果を基にした、とりまとめのイメージ・手法が期待できるか。データ分野に関する知見やネットワークを有しているか。
 - (4) 趣旨を十分理解しており、データ分野に専門性を有する人材を配置しているか。委託者と受託者の役割分担を的確にとらえながら、必要に応じてデータ分析や初期仮説設定に対する適切な支援を想定しているか。プロジェクトマネジメントの経験があり、かつ能力が期待できる人員を配置しているか。
 - (5) 趣旨を十分理解しており、事業周知や参加者募集のための効果的な手法や広報活動が期待できるか。
 - (6) ネットワーク活性化のためのノウハウや広報活動が期待できるか。また独自性のある提案が含まれているか。
 - (7) 本業務に対する姿勢が適切で、意欲があるか。
 - (8) ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮するものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
 - (3) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 政策局広報課長
副委員長 政策局共創推進課長
委員 政策局政策課担当課長、政策局男女共同参画推進課長、デジタル統括本部デジタル・デザイン室長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を政策局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 令和6年4月機構改革により、「政策局」は「政策経営局」と読み替えるものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行する。